平成２９年（フ）第４５２号
大阪府和泉市府中町８丁目１番33号
債務者　松野　健一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
大分県日田市天瀬町本城1889番地
債務者　河津　貴子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３９号
北海道空知郡上砂川町字上砂川３番地16（朝駒３条１丁目２番３―23号）
債務者　丹羽　睦月（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
北海道滝川市朝日町東４丁目16番22号　ユートピア21　205号室
債務者　中川　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
北海道登別市鷲別町５丁目９番地９
債務者　戸羽　　守
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
北海道帯広市西６条南21丁目16番地１　栄マンションＮｏ．１Ｈ号室
債務者　二瓶　美和
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
北海道河東郡音更町桜が丘２番地13　桜が丘町営団地２号
債務者　久保　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
香川県観音寺市室本町718番地１　東丸山団地３棟２－４号
債務者　津田華陽子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第４１２号
静岡県浜松市南区芳川町609番地　エトワール横井203
債務者　渡邉　治美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
北海道旭川市東鷹栖３条３丁目636番地の217
債務者　土手　貴子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３９号
北海道旭川市東光５条７丁目３番11号、申立時の住所北海道旭川市豊岡１条９丁目１番16号
債務者　阿部　茂雄
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１７６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番15―502号
債務者　塚本賀陽子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５０号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―1230号
債務者　高橋　始伸
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３号
岡山市北区建部町小倉540番地、旧住所岡山市北区御津宇垣1540番地１　ベントルナータＡ―102
債務者　寺**角**　智一
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６１号
岡山市東区城東台西３丁目11番10号
債務者　福池　幸行
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５号
長崎県佐世保市潮見町12―24　リゾートｉｎストロベリーハウス111号室　村松方、住民票上の住所長崎県佐世保市大和町1242番地１
債務者　月川　　唯
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係